



平成 25 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名	リゾートトラスト株式会社
代 表 者 名	代表取締役社長 伊藤 勝康
コ ー ド 番 号	4681 東証・名証第一部
問 合 せ 先	執行役員 経営企画・IR室長 相川 千絵
電 話	052-933-6519

株式給付信託（BBT）導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の取締役及び監査役に対する新たな株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust）」（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本制度に関する議案を平成 25 年 6 月 27 日開催予定の第 40 回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 導入の背景

当社取締役には単年度だけでなく、中長期的視野をもって、業績や株価を意識した経営を動機付け、かつ株主の皆さまとの利益意識を共有することを主眼とし、また、当社監査役に、当社の経営の健全性と社会的信頼の確保を通じた当社に対する社会的評価の向上を動機付けることをも目的として、本株主総会において役員報酬に係る決議を得ることを条件に、本制度を導入することといたしました。

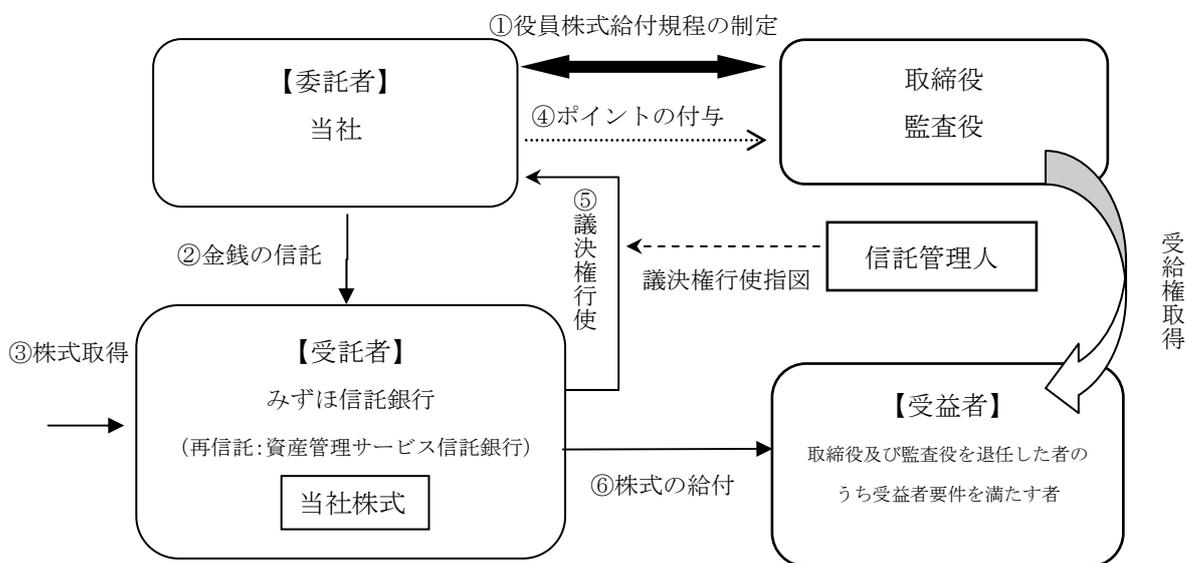
当社は既に、従業員に対して自社の株式を給付するインセンティブプラン「ESOP（株式給付型プラン）」を導入済みであり、これに加えて本制度を導入することにより、これまで以上に役職員一丸となって業績の確保、企業価値の向上に注力してまいります。

2. 本制度の概要

（1）本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託を通じて取得され、業績達成度等に応じて当社の取締役及び監査役に当社株式が給付される業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役及び監査役が当社株式の給付を受ける時期は、原則として取締役及び監査役の退任時となります。

<株式給付信託（BBT）の概要>



- ① 当社は、株主総会において本制度による役員報酬の決議を得た上で、取締役会において役員株式給付規程を制定します。
- ② 当社は、①の株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引市場等を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、役員株式給付規程に基づき取締役及び監査役にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、所定の要件を充足する場合には、信託管理人の指図に基づき、信託内の当社株式に係る議決権を行使します。
- ⑥ 本信託は、取締役及び監査役を退任した者のうち受益者要件を満たした者に対して、当該受益者の保有ポイント数に応じた当社株式を給付します。

(2) 本制度の対象者

当社取締役及び監査役

(3) 信託期間

平成 25 年 8 月 28 日（予定）から信託が終了するまで（終了期日は定めず、制度が継続する限り信託は継続します。）

(4) 信託金額

本株主総会で決議されることを条件として、平成 26 年 3 月末で終了する事業年度から平成 30 年 3 月末で終了する事業年度までの 5 年間（当該 5 年間の期間、及び当該 5 年間の経過後に開始する 5 年ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）を対象として 1,000

百万円を上限とします。

なお、当初の対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は各対象期間ごとに、1,000百万円を上限として追加拠出を行います。但し、かかる追加拠出を行う場合において、直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役及び監査役に付与されたポイント数に相当する当社株式で給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以後の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、当社が当該対象期間において追加拠出することができる金額の上限は、1,000百万円から残存株式等の金額（株式については、その時点における時価相当額で金額換算します。）を控除した金額とします。

（５）当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は、上記（４）の資金の範囲内で、取引市場等を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

（６）取締役及び監査役に給付される当社株式数の算定方法と上限

取締役及び監査役には、当社役員株式給付規程により各事業年度において業績達成度等に応じて定まる配分原資額を、一定の株価（各株主総会開催日の直前1ヶ月間の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値）で割り、定まったポイント数を役位に応じて付与します。かかる一事業年度当たりの配分原資額は、取締役については197百万円、監査役については3百万円を上限とし、当社役員株式給付規程の定めに従い、業績達成度等に応じて算定されます。なお、取締役及び監査役に付与される1ポイントは、下記（７）の株式給付に際し、当社1株に換算されます（但し、本議案の承認後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行います。）。

取締役及び監査役に給付される株式数は、退任時までに当該取締役及び監査役に付与されたポイントを累積した数（以下、「確定ポイント数」といいます。）で確定します。但し、会社が拠出する金銭が上記（４）の上限に達している場合（すなわち当社による追加拠出ができない場合）において、ある取締役及び監査役の確定ポイント数に相当する株式数が信託財産内の株式数を超過するときは、当社役員株式給付規程の定めに従い、役員当該取締役及び監査役の確定ポイント数を当該超過数に相当するポイント数まで減じることとします。

（７）株式給付時期

当社の取締役及び監査役が退任し、受益者要件を満たした場合、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任時に定められる確定ポイント数に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から給付を受けることができます。

(8) 議決権行使

本信託内にある当社株式の議決権については、当社の従業員等を対象とした本信託と同様の信託（以下、「E S O P信託」といいます。）が既に設定されており、E S O P信託内の当社株式に係る議決権の数が本信託内の当社株式に係る議決権の数の2倍以上である場合に限り、信託管理人の指図に基づき議決権を行使し、それ以外の場合は、議決権を行使しないものとします。なお、議決権を行使する場合、信託管理人は、E S O P信託に係る対象従業員の意見集約結果に基づいて指図を行うものとします。

(9) 配当の取扱い

信託期間中において、本信託内にある当社株式に係る配当は、本信託が受領し、株式の取得代金や信託報酬等に充てられます。信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金は、その時点で在任する取締役及び監査役に対し、各々が保有するポイント数の按分により給付されることとなります。

(10) 信託終了時の取扱い

本信託は、上場廃止、役員株式給付規程の廃止等の信託終了事由が発生した場合に終了します。

なお、信託終了時に本信託内に残存する財産は、一部を除いて、E S O P信託に無償で譲渡されるものとします。

【本信託の概要】

- ① 名称：株式給付信託（B B T）
- ② 委託者：当社
- ③ 受託者：みずほ信託銀行株式会社
- ④ 受益者：取締役及び監査役を退任した者うち受益者要件を満たす者
- ⑤ 信託管理人：従業員代表
- ⑥ 信託の種類：金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
- ⑦ 本信託契約の締結日：平成25年8月28日（予定）
- ⑧ 金銭を信託する日：平成25年8月28日（予定）
- ⑨ 信託の期間：平成25年8月28日（予定）から信託が終了するまで（終了期日は定めず、制度が継続する限り信託は継続します。）

以上